

[1] 無線局の予備免許が与えられるときに総務大臣から指定される事項はどれか。次のうちから選べ。

- 1 電波の型式及び周波数
- 2 通信の相手方及び通信事項
- 3 無線局の目的
- 4 免許の有効期間

[2] 無線局の免許人は、識別信号(呼出符号、呼出名称等をいう。)の指定の変更を受けようとするときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣に識別信号の指定の変更を申請する。
- 2 あらかじめ総務大臣の指示を受ける。
- 3 総務大臣に識別信号の指定の変更を届け出る。
- 4 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受ける。

[3] パルス変調で変調信号がなく無情報のものの電波の型式を表示する記号はどれか。次のうちから選べ。

- 1 P 0 N
- 2 A 3 E
- 3 F 3 E
- 4 F 7 W

[4] 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者はどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 2 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 日本の国籍を有しない者
- 4 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者

[5] 第二級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の25,010kHzから960MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備(レーダーを除く。)の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができるのは、空中線電力何ワット以下のものか。次のうちから選べ。

- 1 50ワット
- 2 10ワット
- 3 20ワット
- 4 30ワット

[6] 無線従事者がその免許証を総務大臣に返納しなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の免許の取消しの処分を受けたとき。
- 2 5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 3 無線従事者の免許を受けてから5年を経過したとき。
- 4 無線通信の業務に従事することを停止されたとき。

[7] 次の記述は、擬似空中線回路の使用について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入るべき字句を下の番号から選べ。

無線局は、無線設備の機器の  又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- 1 試験
- 2 開発
- 3 研究
- 4 調査

[8] 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、その無線局に対してどのような処分を行うことができるか。次のうちから選べ。

- 1 臨時に電波の発射の停止を命ずる。
- 2 空中線の撤去を命ずる。
- 3 周波数又は空中線電力の指定を変更する。
- 4 無線局の免許を取り消す。

[9] 総務大臣から無線局の免許が取り消されることがあるのはどのような場合か。次のうちから選べ。

- 1 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- 2 運用許容時間外の運用をしたとき。
- 3 免許状に記載されていない周波数の電波を使用したとき。
- 4 免許状を失ったとき。

[10] 無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがあるのはどのような場合か。次のうちから選べ。

- 1 電波法に違反したとき。
- 2 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
- 3 選任されている無線局が運用停止の処分を受けたとき。
- 4 免許証を失ったとき。

[11] 無線局の免許状を1箇月以内に総務大臣に返納しなければならないのはどのような場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局を廃止したとき。
- 2 6箇月以上無線局の運用を休止するとき。
- 3 電波の発射の停止を命じられたとき。
- 4 免許状を破損し、又は汚したとき。

[12] 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 2 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。
- 3 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 4 速やかに総務大臣の承認を受ける。